

神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例に基く措置等に関する事務処理要綱

平成 28 年 7 月 26 日 環境局長決定

改正 平成 30 年 2 月 5 日

改正 令和 4 年 7 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成 28 年神戸市条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づく不良な状態にある建物等に対する措置等の実施及び、それに付随する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例による。

(対象)

第 3 条 措置等の実施の対象とする不良な状態にある建物等の分類は、次の 2 分類・6 類型とする。

(1) 著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ア 有害危険物質が放置

イ 大量の廃棄物その他の物の保管状況が不良

ウ 衛生害虫が発生している（感染症を媒介するねずみ、はえ、ゴキブリ等）

(2) 周辺的生活環境保全のため放置することが不適切な状態

ア 悪臭が発生している

イ 火災発生のおそれがある

ウ 通路等に大量の廃棄物その他の物が堆積していることによる通行等の障害

(所管)

第 4 条 第 1 条に定める事務の所管は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 不良な状態にある建物等に関する苦情及び要望等の窓口は、原則として各区まちづくり課、各区福祉部署（保健福祉課、生活支援課）及び建築住宅局住宅管理課において行う。

(2) 不良な状態にある建物等に関する事務の連絡及び調整、条例に基づく措置の決定・実施、応急的危険回避措置検討会・本庁措置検討会等の事務の総括、学識経験者会議の開催等の事務は、環境局業務課（以下「業務課」という。）において行う。

(現地確認)

第 5 条 不良な状態にある建物等に関する苦情及び要望等を受け付けた部署（第 4 条第 1 号に掲げる部署以外で受け付けた要望をまちづくり課に引き継いだ場合は、まちづくり課。以下「要望受付部署」という。）は、必要に応じ、現地確認を行うものとする。

2 要望受付部署は、前項に定める現地確認を行った結果、建物等における不良な状態に起因して、市民の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを防止するために緊急の措置が必要と認める場合、業務課と確認結果の記録をもとに条例第13条第1項に規定する応急的危険回避措置についての協議を行うものとする。

(応急的危険回避措置)

第6条 業務課は、前条第2項の協議結果を踏まえ、必要に応じて関係課等に応急的危険回避措置に向けた調査を依頼し、応急的危険回避措置検討会を開催する。

2 応急的危険回避措置検討会は、他法令による対応の可否を考慮のうえ、応急的危険回避措置の必要性について判断を行う。

3 応急的危険回避措置が必要と判断された場合、業務課は、堆積者又は所有者等に対して、口頭により応急的危険回避措置を行うことや費用負担等について事前に通告し、必要に応じて関係課等と協力して応急的危険回避措置を行うものとする。

4 条例第13条第1項の応急的危険回避措置を行う者は、同条第2項に基づき、業務課の発行する身分証明書(神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例施行規則(以下「規則」という。)様式)を携帯するものとする。

(調査)

第7条 各区長が開催する会議の結果、堆積者への対応を行うこととなった担当課(以下「担当課」という。)は、必要に応じて、不良な状態にある建物等に係る堆積者について条例第7条第1項及び第3項に規定する調査を行うものとする。

2 担当課は、前項の調査で堆積者を確知できない場合、所有者等その他関係者に対し、条例第7条第2項に基づく調査を行うものとする。

(立入調査等)

第8条 条例第7条第5項の立入調査等を行う者は、同条第7項に基づき、業務課の発行する身分証明書(規則様式)を携帯するものとする。

2 業務課は、立入調査等にあたっては、立入調査等事前通知書(様式第1号)により、その旨を原則事前に通知する。

3 業務課は、正当な理由なく立入調査等を拒む等の場合の氏名公表等にあたっては、調査等に係る氏名等公表及び過料の事前通知書(様式第2号)により、事前に通知する。

4 前項の氏名公表等にあたっては、福祉・医療関係の専門家等の意見を聴くなどにより慎重に判断するものとする。

(適正管理依頼)

第9条 担当課は、調査の結果、当該建物等が不良な状態にあり、必要と認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、適正管理を依頼するものとする。

2 担当課は、当該建物等に係る堆積者を確知できない場合等で、必要と認めるときは、当該建物所有者等に適正管理を依頼するものとする。

3 前2項に定める依頼は、原則として建物等の適正管理のお願い（様式第3号）によるものとする。

4 担当課は、堆積者が経済的に困窮しており自らの負担で解消することが困難な場合など、必要と認めるときは、規則第2条に規定する堆積者の親族へ協力要請するものとし、原則として建物等の適正管理依頼への協力をお願い（様式第3号-2）によるものとする。

5 担当課は、適正管理の依頼の後、当該建物等の経過観察を行い、状況の変化等を確認するものとする。

（不良な状態にある建物等の判定）

第10条 業務課は、本庁措置検討会の開催依頼について（措置検討）（様式第4号）による依頼があり、条例に基づく措置を実施するにあたっての検討が必要と認めるときは、本庁措置検討会を開催し、不良な状態にある建物等の判定を行う。

（学識経験者の意見聴取）

第11条 業務課は、本庁措置検討会で条例の措置対象とすることが適切であると判断した場合、条例に基づき学識経験者の意見を聴取する。

（助言又は指導）

第12条 業務課は、学識経験者の意見を参考に、条例第9条第1項及び第2項に基づく助言又は指導の実施が適当であると決定したときは、区対策会議へ報告し、当該建物等に係る堆積者及び所有者等に対し、条例に基づく助言又は指導を行うことができる。

2 前項に定める助言又は指導は、指導書（様式第5号）によるものとし、必要に応じて関係課等と協力して行うものとする。

3 業務課は、助言又は指導の後、当該建物等の経過観察を行い、状況の変化等を確認するものとする。

（勧告）

第13条 業務課は、当該建物等に係る堆積者等が前条の規定による助言又は指導を受けた後もその状態を改善せず、勧告が必要と認めるときは、本庁措置検討会を開催する。

2 業務課は、第11条に規定する学識経験者に対する意見聴取のうえ、勧告の検討を行うものとする。

3 業務課は、学識経験者の意見を参考に、条例第10条第1項に基づく勧告の実施が適当であると決定したときは、区対策会議へ報告し、当該助言又は指導を受けた堆積者又は所有者等（不良な状態を解消するために必要な権限を有する者に限る。）に対し、条例に基づく勧告を行うことができる。

4 前項に定める勧告は、勧告書（様式第6号）によるものとし、必要に応じて関係課等と協力して行うものとする。

5 業務課は、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合の氏名等公表にあたっては、勧告に係る氏名等公表事前通知書（様式第7号）により、事前に通知するものとする。

する。

- 6 前項の氏名等公表にあたっては、福祉・医療関係の専門家等の意見を聴くなどにより慎重に判断するものとする。
- 7 業務課は、勧告及び氏名等の公表の後、当該建物等の経過観察を行い、状況の変化等を確認するものとする。

(命令)

第 14 条 業務課は、当該建物等に係る堆積者等が前条の規定による勧告を受けた後もその状態を改善せず、命令が必要と認めるときは、本庁措置検討会を開催する。

- 2 業務課は、第 11 条に規定する学識経験者に対する意見聴取のうえ、命令の検討を行うものとする。
- 3 業務課は、学識経験者の意見を参考に、条例第 11 条第 1 項に基づく命令の実施が適当であると決定したときは、区対策会議へ報告し、当該勧告を受けた者に対し、神戸市行政手続条例(平成 8 年神戸市条例第 48 号)第 12 条の不利益処分をしようとする場合の手続きを経た後、条例に基づく命令を行うことができる。
- 4 前項に定める命令は、命令書(様式第 8 号)によるものとし、必要に応じて関係課等と協力して行うものとする。
- 5 業務課は、命令書に記載した期限の経過後、現地確認を行い、建物等の不良な状態が継続している場合、命令に係る過料の事前告知書(様式第 9 号)を送付するものとする。

(代執行)

第 15 条 業務課は、当該建物等に係る堆積者等が前条の規定による命令を受けた後もその状態を改善せず、条例第 12 条の代執行が必要と認めるときは、本庁措置検討会を開催する。

- 2 業務課は、第 11 条に規定する学識経験者に対する意見聴取のうえ、代執行の検討を行うものとする。
- 3 業務課は、学識経験者の意見を参考に、代執行の実施が適当であると決定したときは、区対策会議へ報告し、当該命令を受けた者に対し、戒告のうえ、代執行を行うことができる。
- 4 前項に定める戒告は、戒告書(様式第 10 号)によるものとし、代執行を行う際は、代執行令書(様式第 11 号)を送達するものとし、必要に応じて関係課等と協力して行うものとする。
- 5 代執行を行う場合は、環境局業務課地域環境担当課長をその執行責任者とし、執行責任者は執行責任者証(様式第 12 号)を携帯するものとする。
- 6 代執行の手続は、行政代執行法による。

(施行細目)

第 16 条 この要綱の定めるもののほか、この要綱について必要な事項は、環境局長が定

める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

### 立入調査等事前通知書

あなたの居住／所有する下記建物等につきまして、調査の協力をお願いしてきましたが、現在のところご協力いただけておりません。同建物等につきましては、近隣住民から要望が寄せられております。つきましては、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に定める「不良な状態」にある、又はそのおそれがあるため、条例第7条第5項の規定に基づき、下記のとおり立入調査等を実施しますので通知します。

#### 記

1. 対象となる建物等  
所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇-〇〇
2. 調査日時  
令和〇年〇月〇日 〇時～〇時（予定）
3. 立入調査等を実施する者  
〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇  
※立入調査等の際、身分証明書を携帯しています。
4. 調査事項  
例)・当該建物等の状態  
・堆積者の生活状況
5. その他  
・正当な理由なく上記調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、条例第7条第9項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあります。また、条例第16条の規定に基づき、過料を科すことがあります。  
・生活上お困りのことがありましたら、下記問合せ先までご相談ください（必要に応じて記載）。

#### 【問合せ先】

神戸市役所環境局業務課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

様式第2号（第8条関係）

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

### 調査等に係る氏名等公表及び過料の事前通知書

あなたの居住／所有する下記建物等について、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第7条第5項に基づき、平成〇年〇月〇日付 〇〇〇〇第〇〇号により事前に通知したとおり立入調査等を実施しようとしたが、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したため、現在に至っても必要な調査等を実施できていません。

このまま正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避する場合には、条例第7条第9項及び条例第16条の規定に基づき、下記のとおりあなたの氏名等を公表及び5万円以下の過料に処することとなりますので通知します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができる旨、申し添えます。

#### 記

1. 対象となる建物等  
所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇-〇〇
2. 氏名等公表について
  - (1) 公表する事項
    - ①立入調査等に従わない者の氏名及び住所
    - ②立入調査等に係る建物等の所在地
    - ③（その他市長が必要と認める事項）
  - (2) 公表予定日  
令和 年 月 日
3. 過料について
  - (1) 過料の額  
〇〇〇円
  - (2) 過料に処する日（予定）  
令和 年 月 日
4. 意見書の提出先  
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階  
電話078-595-6091  
神戸市環境局業務課地域環境担当課長宛
5. 意見書の提出期限  
令和 年 月 日

#### 【問合せ先】

神戸市役所環境局環業務課 〇〇、〇〇  
〔電話〕078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階



〇 〇 〇 〇 様

（部署名・長の職名） 〇 〇 〇 〇

### 建物等の適正管理のお願い

平素より神戸市政・区政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、あなたがお住まいの／所有されている建物等について、下記のとおり近隣住民から要望が寄せられました。

平成28年8月に施行された「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」（以下、「条例」という。）第4条において、市民等の責務として建物等の適正管理が規定されています。

つきましては、神戸市民の生活環境を守るため、必要な措置を講じ、今後とも建物等を適切に管理いただくようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

#### 記

#### 1. 対象となる建物等

所在地：神戸市〇〇区〇〇丁目〇番地〇

#### 2. 要望内容

例：ごみ等の放置により、臭気及び虫等が発生しているため、改善してほしい。

#### 3. その他

- ・措置を講じられた際は、下記問合せ先までご連絡ください。
- ・状況が改善されない場合、「条例」に基づく措置を講ずる場合がございます。
- ・この文書が、改善中または改善後に届きましたらご容赦ください。
- ・生活上お困りのことがありましたら、下記問合せ先までご相談ください（必要に応じて記載）。

【問合せ先】 〇〇〇（部署名）

担当者名

〔電話〕 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

様式第3号-2 (第9条関係)

(文書番号) ○○○○第 号  
令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

(部署名・長の職名) ○ ○ ○ ○

### 建物等の適正管理への協力をお願い

平素より神戸市政・区政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、あなたのご親族がお住まいの建物等について、下記のとおり近隣住民から要望が寄せられております。

平成28年8月に施行された「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」(以下、「条例」という。)第4条において、市民等の責務として建物等の適正管理が規定されています。

つきましては、神戸市民の生活環境を守るため、ご親族と必要な措置を講じ、今後とも建物等を適切に管理いただくようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

### 記

1. 対象となる建物等

所在地：神戸市○○区○○丁目○番地○

2. お住まいの親族

○○ ○○

3. 要望内容

例：ごみ等の放置により、臭気及び虫等が発生しているため、改善してほしい。

4. その他

- ・措置を講じられた際は、下記問合せ先までご連絡ください。
- ・状況が改善されない場合、「条例」に基づく措置を講ずる場合がございます。
- ・この文書が、改善中または改善後に届きましたらご容赦ください。
- ・ご親族の生活上お困りのことがありましたら、下記問合せ先までご相談ください。(必要に応じて記載)

【問合せ先】○○○ (部署名)  
担当者名

〔電話〕○○○ - ○○○ - ○○○○

環境局業務課地域環境担当課長 宛て

〇〇区〇〇部〇〇課長

本庁措置検討会の開催依頼について  
（措置検討）

〇〇区内における、廃棄物その他の物の堆積により地域の生活環境に影響を及ぼしている建物等について、当該建物等に対して、区対策会議において対策を協議し、適正管理の依頼等不良な状態の解消に向けた対策を行ってきたにもかかわらず、堆積者等が片づけの意思を示さず改善に至っていない状況である。ついでには、周辺への影響の程度が「助言又は指導相当」以上に該当すると推測されるため、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善の関する条例に基づく措置の必要性を本庁措置検討会において協議していただくよう依頼いたします。

記

1. 対象となる建物等  
〇〇区〇〇〇〇町〇〇〇〇－〇〇
2. 堆積者  
〇〇 〇〇
3. 不良な状態の内容、堆積者の状況及び区での対応状況  
別添「様式1 ごみ屋敷要望受付票」「様式2 ごみ屋敷確認表」及び「様式3 ごみ屋敷対策に関する台帳」参照

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

### 指 導 書

あなたの居住／所有／占有する下記建物等は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に定める「不良な状態」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第9条第1項の規定に基づき指導を行います。

つきましては、下記のとおり地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な措置を講じてください。

#### 記

1. 対象となる建物等  
所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇－〇〇
2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）  
例）衛生害虫の駆除
3. 指導に至った事由  
例）衛生害虫の大量発生が目視でき、条例に基づく措置の判断基準に示す地域住民等に身体的な被害を及ぼすおそれのある状態であるため
4. 指導の責任者  
神戸市環境局業務課 〇〇 〇〇
5. その他
  - ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく下記問合せ先に報告してください。
  - ・指導を行ったにも関わらず、なお当該建物等の不良な状態が改善されないと認められるときは、条例第10条第1項に基づく勧告を行う可能性があります。
  - ・生活上の課題等お困りのことがありましたら、下記問合せ先までご相談ください。（必要に応じて記載）

#### 【問合せ先】

神戸市役所環境局業務課 〇〇、〇〇  
〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

様式第6号（第13条関係）

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

## 勸 告 書

あなたの居住／所有／占有する下記建物等は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に定める「不良な状態」に該当すると認められたため、あなたに対して不良な状態を解消するように指導を行ってきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な措置をとるよう、条例第10条第1項の規定に基づき勧告します。

### 記

1. 対象となる建物等  
所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇－〇〇
2. 勧告に係る措置の内容  
例) 衛生害虫の駆除
3. 勧告に至った事由  
例) 衛生害虫の大量発生が目視でき、条例に基づく措置の判断基準に示す地域住民等への身体的被害が拡大するおそれのある状態であるため
4. 措置の期限  
令和〇年〇月〇日
5. 勧告の責任者  
神戸市環境局業務課 〇〇 〇〇
6. その他
  - ・上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく下記問合せ先に報告すること。
  - ・上記4の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第10条第3項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあります。また、条例第11条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命令することがあります。
  - ・生活上の課題等お困りのことがありましたら、下記問合せ先までご相談ください（必要に応じて記載）。

### 【問合せ先】

神戸市役所環境局業務課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

様式第7号（第13条関係）

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

### 勧告に係る氏名等公表事前通知書

あなたの居住／所有する下記建物等は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に定める「不良な状態」に該当すると認められたため、令和〇年〇月〇日付 〇〇〇〇第〇〇号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第10条第3項の規定に基づき、下記のとおりあなたの氏名等を公表することとなりますので通知します。

なお、あなたは、本件に関して、条例第10条第4項の規定により意見を述べることができる旨、申し添えます。

#### 記

1. 対象となる建物等  
所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇-〇〇
2. 公表する事項
  - ①勧告に従わない者の氏名及び住所
  - ②不良な状態にある建物等の所在地
  - ③勧告によりとるべきこととされた必要な措置の内容
  - ④（その他市長が必要と認める事項）
3. 公表予定日  
令和 年 月 日
4. 公表理由  
条例第10条第1項の規定に基づき、不良な状態を解消するため必要な措置をとるよう勧告したが、改善されていないため、同条第3項の規定に基づく公表を行う。
5. その他  
本件に関して、口頭で意見を述べる場合は、予め下記担当課にご連絡下さい。  
なお、あなたは、口頭で意見を述べることに代えて、あなたの意見を記載した書面を提出することもできます。書面により意見を述べる場合は、令和〇年〇月〇日までに下記担当課に提出して下さい。  
また、口頭で意見を述べる場合においても、その内容を予め書面に記載し、令和〇年〇月〇日までに本市への提出を求めます。

#### 【問合せ先】

神戸市役所環境局業務課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

様式第8号（第14条関係）

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

## 命 令 書

あなたの居住／所有する下記建物等は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に定める「不良な状態」に該当すると認められたため、条例第10条第1項に基づき勧告（令和〇年〇月〇日付神環環資第〇号）を行いました。現在に至っても建物等の「不良な状態」は解消されておられません。

については、条例第11条第1項に基づき下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

1. 対象となる建物等  
所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇-〇〇
2. 措置の内容  
例) 衛生害虫の駆除
3. 処分理由  
例) 衛生害虫の発生が目視でき、条例に基づく措置の判断基準に示す地域住民等の身体的被害が拡大するだけでなく、生命又は身体に危険が切迫している状態であるため
4. 命令の責任者  
神戸市環境局業務課 〇〇 〇〇  
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階  
電話078-595-6091
5. 措置の期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日
6. その他
  - ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
  - ・本命令に違反した場合は、条例第16条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられます。
  - ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、当該措置について行政代執行法に基づく手続きに移行することがあります。



- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

神戸市役所環境局業務課 ○○、○○

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

様式第9号（第14条関係）

（文書番号）○○○○第 号

令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

神戸市長 久 元 喜 造

**命令に係る過料の事前告知書**

あなたの居住／所有する下記建物等は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に定める「不良な状態」に該当すると認められたため、令和○年○月○日付○○○○第○○号により、条例第11条第1項の規定に基づく命令を行いました。現在に至っても通知した措置がなされていません。

このまま正当な理由なく命令に違反する場合には、条例第16条の規定に基づき、下記のとおり5万円以下の過料に処することとなりますので告知します。

なお、あなたは、本件に関して、書面により弁明することができます。

記

1. 対象となる建物等

所在地 : 神戸市○○区○○町○丁目○番○○○-○○

2. 過料の額

○○○円

3. 過料に処する日（予定）

令和 年 月 日

4. 弁明に係る書面の提出先

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

電話078-595-6091

神戸市環境局業務課地域環境担当課長宛

5. 弁明に係る書面の提出期限

令和 年 月 日

【問合せ先】

神戸市役所環境局業務課 ○○、○○

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

### 戒 告 書

あなたに対し令和〇年〇月〇日付〇〇〇〇第〇〇号によりあなたの居住／所有する下記建物等の【不良な状態を解消する】※よう命じました。この命令を令和〇年〇月〇日までに履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づき下記建物等の【不良な状態の解消】※を執行いたしますので、同法第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、同法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行により廃棄物その他の物及び建物等について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

### 記

対象となる建物等

所在地 : 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇-〇〇

- ・この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 【担当】

神戸市役所環境局業務課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号三宮プラザ E A S T 2 階

※措置の内容（衛生害虫の駆除等）に応じて記載する

様式第 11 号（第 15 条関係）

（文書番号）〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

神戸市長 久 元 喜 造

### 代 執 行 令 書

令和〇年〇月〇日付〇〇〇〇第〇〇号によりあなたの居住／所有する下記建物等を平成〇年〇月〇日までに【不良な状態を解消】※するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、同法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、同法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行により廃棄物その他の物及び建物等について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

#### 記

1. 【不良な状態を解消】※ する建物等

所在地：神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇〇-〇〇

2. 代執行の時期

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

3. 執行責任者

神戸市環境局業務課地域環境担当課長 〇〇〇〇

4. 代執行に要する費用の概算見積額

約〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- ・この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます。（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### 【担当】

神戸市役所環境局業務課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-595-6091

〔住所〕 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号三宮プラザ E A S T 2 階

※措置の内容（衛生害虫の除去等）に応じて記載する

執行責任者証

〇〇第〇〇号

〇〇局〇〇課長 〇〇〇〇

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

令和〇年〇月〇日

〇〇市長

〇〇〇〇 印

記

1. 代執行をなすべき事項

代執行令書（令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号）記載の〇〇市××町×丁目×番地×号の建築物の除却

2. 代執行をなすべき時期

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）

第 2 条

法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第 4 条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。